



## 玉諸保育所 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 事業者の運営主体

|           |               |
|-----------|---------------|
| 名 称       | 甲府市           |
| 所 在 地     | 甲府市丸の内 1-18-1 |
| 電 話 番 号   | 055-237-1161  |
| 代 表 者 氏 名 | 甲府市長 樋口 雄一    |

### 2 利用施設の概要

|                 |  |
|-----------------|--|
| 種 別             | 保育所  |
| 名 称             | 甲府市玉諸保育所   |
| 所 在 地           | 甲府市蓬沢町 1247  |
| 電 話 番 号 ・ F A X | TEL : 055-233-9044<br>FAX : 055-233-9044                   |
| 管 理 者           | 所長   |
| 開 設 年 月 日       | 昭和 38 年 4 月 1 日 (昭和 57 年 新築)                               |
| 利 用 定 員         | 満 3 歳以上の児童 45 人<br>満 1 歳以上 3 歳未満の児童 19 人<br>満 1 歳未満の児童 6 人 |

### 3 施設・設備の概要

|                   |                           |                       |                                      |
|-------------------|---------------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 敷地面積              |                           | 1078.3 m <sup>2</sup> |                                      |
| 園 舎               | 構 造                       | 鉄骨鉄筋コンクリート 2 階建       |                                      |
|                   | 延 床 面 積                   | 424.3 m <sup>2</sup>  |                                      |
| 施設設備の<br>数と面積     | 乳 児 室<br>ほ ん く 室          | 1 室                   | たんぼぼ組 (0・1 歳児)                       |
|                   | 保 育 室                     | 3 室                   | すみれ組 (2 歳児)<br>もも組 (3 歳児)、うめ組 (4 歳児) |
|                   | 遊 戯 室                     | 1 室                   | さくら組 (5 歳児)                          |
|                   | 調 理 室                     | 1 室                   |                                      |
|                   | 調 乳 室                     | 1 室                   |                                      |
|                   | 幼 児 用 トイ レ                | 12 個                  |                                      |
|                   | 医 務 室                     | 1 室                   |                                      |
|                   | 事 務 室                     | 1 室                   |                                      |
| 設 備 の 種 類         | プール、冷暖房、屋外遊具、放送設備、AED 設置等 |                       |                                      |
| 屋 外 遊 戯 場 ( 園 庭 ) |                           | 506 m <sup>2</sup>    |                                      |

## 4 施設の目的、運営方針

### (1) 目的

運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

### (2) 運営方針

- ① 保育理念・・・『次世代を担う子どもたちを育む』
  - ・子どもと子育て家庭の笑顔をつくる
  - ・将来を担う子どもたちの「思いやる心」や、「生きる力」など心身ともにすこやかな成長を育む
- ② 保育方針・・・
  - 家庭や地域社会との連携を図り、保護者に対する支援や地域の子育て支援等社会的役割を果たす。
  - 健康・安全で情緒の安定した環境のもとで、健全な心身の発達の育成を図る。
  - 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ③ 園 目 標・・・【心身ともに すこやかな子ども】

### ④ 年齢別保育目標

- 0歳児…安全で保健的な環境のもと、家庭的な雰囲気の中で、生理的要求を満たし、快適な生活を送る
- 1歳児…安定した生活リズムで過ごし、保育士との信頼関係のもと、身のまわりのことに興味を持って自分でやってみようとする
- 2歳児…保育士の見守りや援助により、簡単な身のまわりのことを自分でしようとしたり、保育士や友だちとの関わりを広げたりすることを楽しむ
- 3歳児…生活に必要な習慣を身につけたり、友だちとの関わりを深め、共感力を育んだりする
- 4歳児…保育士や友だちと一緒に生活する中でつながりを広げて、相手の気持ちを理解しようとし、思いやりをもって過ごせるようになる
- 5歳児…生活や遊びの中で一つの目標に向かって主体的に行動し、友だちと協力し合い、達成感や充実感を味わったり、新しい知識を身につけたりする



## 5 職員体制

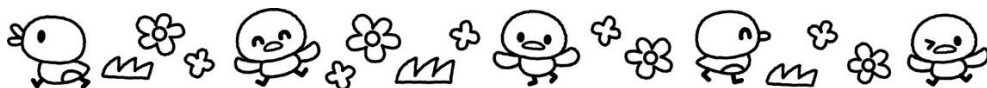
|            |                    |
|------------|--------------------|
| 所 長        | 1人（資格： 有 ）         |
| 保 育 士      | 12人（常勤： 8人、非常勤 4人） |
| 調理員（栄養士除く） | 3人（常勤： 1人、非常勤 2人）  |
| 看 護 師      | 1人（常勤： 1人、非常勤 人）   |

## 6 保育・教育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。  
ただし、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）は休園となります。

## 7 保育・教育を提供する時間

- (1) 開所時間  
月曜日から土曜日の7時30分から18時30分までとなります。
- (2) 保育標準時間認定に係る保育時間  
7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
- (3) 保育短時間認定に係る保育時間  
8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。  
ただし、この時間帯以外で、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで、及び16時30分から18時30分までの範囲内で延長保育を提供します。  
（時間外保育利用にあたっては、別途利用者負担が必要となります）
- (4) 土曜日の保育時間  
保育に欠ける場合に限り（入所基準である保育の利用を必要とする理由）7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。  
\* 甲運第一保育所・玉諸保育所・中道保育所に入所されているお子様を甲運第一保育所で合同保育をいたします。  
\* 給食提供をいたします。  
\* 土曜保育ご利用の場合、土曜保育申請書（年度初めまたは初回利用時）と土曜保育利用予定表（毎月）を提出してください。尚、土曜保育予定表は給食発注・職員の配置の都合上、前月の20日までに提出してください。



## 8 利用料金及び支払い方法

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 保育料<br>(0・1・2歳児クラス)   | 保護者が居住する市町村が定める利用料<br>(父母両方の市町村民税をもとに算出)<br>*口座振替により、市へ直接納付<br>振替日は、各月の末日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日が振替日) |
| 給食費<br>(3・4・5歳児クラス)   | 月額 4,950円 支払い方法は上記の保育料と同様  |
| 延長保育料<br>(保育短時間利用者)   | 1時間につき 200円<br>*保育所で徴収し、市へ納付   |
| 日本スポーツ振興センター<br>共済掛け金 | 年額 245円<br>*保育所で徴収し、市へ納付   |

※保育料の納入については、減免制度がありますので、甲府市役所子ども保育課にご相談ください。  
※副食費については、減額となる場合もありますので保育所にお問い合わせください。

## 9 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

### \*健康

- ◎ 春と秋に嘱託医による健康診断を行います(内科・歯科)
  - ・内科・歯科健診の当日にやむを得ず欠席した場合は、後日各家庭にて受診し、結果を提出していただきます。嘱託医にて受診していただければ無料です。
- ◎ 年に2回尿検査を行います
  - ・尿検査は、二次検査が最終提出となります。二次でも提出できなかった場合には各家庭にて医療機関で検査の上、結果を保育所に提出していただきます(自費)
- ◎ 毎月発育測定を行っています
  - ・発育測定では、身体の成長を測定するとともに、爪や皮膚などの全身状態も合わせて観察するため、肌着になって測定します。
- ◎ 年齢に応じた基本的習慣の確立をしていきます。
- ◎ 保育の中で衛生指導を行います。

### \*食事

- ◎ 食事の正しい習慣を身につけます。
- ◎ 楽しい雰囲気の中で食事をします。
- ◎ 自分たちで育てた野菜を食べたり、毎日の給食を通して食べることの大切さを学びます。
- ◎ 離乳食・乳児食は、一人ひとりの成長に合わせて調理を行っています。
- ◎ 医師の指示書のもと、保護者と連携をとりながらアレルギー除去食を行います。
- ◎ 毎月給食検討会を開き、豊富なメニューが用意できるよう心がけています。

## \*安全

- ◎ 災害時を想定した避難訓練（地震・火災・風水害・不審者等）を行っています
- ◎ 甲府市交通安全指導員による交通安全教室を年4回行います
- ◎ 園内の遊具等の点検を毎日行っています（業者による点検も、年1回実施）
- ◎ 衛生管理に気をつけています

## \*生活とあそび

- ◎ 異年齢との交流を取り入れながら、友だちとのつながりを深めます
- ◎ 散歩に行ったりしながら自然に親しみ、興味や関心を育てます
- ◎ 絵本・童話・紙芝居等を見たり聞いたりして、想像力を養います
- ◎ 友だちと協力しながら、意欲的にさまざまな活動を行います
- ◎ 歌を歌ったり、楽器を使ったりして表現する楽しさを味わいます
- ◎ 戸外で体を動かして元気に遊びます



## \*その他の保育（障がい児保育）

- ◎ みんなと一緒に生活することによって多くの刺激を受け、認め合いながら理解を深め  
思いやりの心を養います

## 10 給食等について

### <給食の提供にあたって>

- |          |           |
|----------|-----------|
| • 自園調理   | • 給食検討会   |
| • 食育の取組  | • 地産地消の推進 |
| • 献立表の配布 |           |

### <アレルギー対応について>



- |  |
|--|
| • 食物アレルギー疾患生活管理指導表(医師の診断を受け6か月ないし1年に1回)の提出<br>をしてください。                 |
| • 指示書に従って、除去食(原則的には、完全除去)及び代替食を提供します。                                  |
| • 除去食の解除にあたっては、医師の診断後、家庭で5回そのものを喫食して異常がない<br>場合は解除申請書(保護者記入)を提出してください。 |

# デイリープログラム


## 年齢別主な内容

| 時間    | 0歳児   | 1歳児  | 2歳児   | 3歳以上児  |
|-------|---|--|---|--|
| 7:30  | 早出保育…早番の部屋で異年齢児保育   |  |   |  |
| 8:30  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康観察</li> <li>• 検温</li> <li>• 保育士とかかわりながらあそび</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康観察</li> <li>• 検温</li> <li>• 自由あそび</li> <li>• 手洗い</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康観察</li> <li>• 検温</li> <li>• 持ち物の支度をする</li> <li>• 自由あそび</li> <li>• 片付け、手洗い</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康観察</li> <li>• 持ち物の支度をする</li> <li>• 自由あそび<br/>(室内、戸外)</li> </ul> |
| 9:30  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 授乳</li> <li>• 睡眠</li> <li>• おむつ交換</li> <li>• 保育士とかかわりながらあそび</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 朝の会 (歌、挨拶)</li> <li>• おやつ</li> <li>• おむつ交換</li> <li>• 室内、戸外遊び</li> <li>• おむつ交換</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 朝の会</li> <li>• おやつ</li> <li>• 排泄</li> <li>• 室内、戸外遊び</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 朝の会</li> <li>• 計画に基づいた活動</li> </ul>                               |
| 11:00 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 離乳食</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 手洗い</li> <li>• 給食</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 片付け</li> <li>• 排泄</li> <li>• 手洗い、うがい</li> <li>• 給食</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 片付け、排泄、手洗い</li> <li>• うがい</li> <li>• 給食</li> </ul>                |
| 11:30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 着替え、おむつ交換</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• おむつ交換</li> </ul>  |   |  |
| 12:00 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 睡眠</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 着替え</li> </ul>  |   |  |
| 12:30 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 午睡</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 着替え</li> <li>• 排泄</li> <li>• 午睡</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 片付け、歯磨き、排泄</li> <li>• 着替え</li> <li>• 午睡</li> </ul>                |
| 13:00 |   |  |   |  |
| 14:30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 身支度、おむつ交換</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 身支度、おむつ交換</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 身支度、排泄、手洗い</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 身支度、排泄、手洗い</li> </ul>   |
| 15:00 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検温、おやつ</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検温、おやつ</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検温・おやつ</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• おやつ</li> </ul>  |
| 15:30 |   |  |   |  |
| 16:00 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保育士とかかわりながらあそび</li> <li>• おむつ交換</li> <li>• 順次降所</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 帰りの会 (歌、挨拶)</li> <li>• 自由あそび</li> <li>• おむつ交換</li> <li>• 順次降所</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 帰りの会</li> <li>• 自由あそび</li> <li>• 排泄</li> <li>• 順次降所</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 帰りの会</li> <li>• 自由あそび</li> <li>• 順次降所</li> </ul>                  |
| 17:00 | 残留保育…遅番の部屋で異年齢児保育   |  |   |  |
| 18:30 | 残留保育…遅番の部屋で異年齢児保育   |  |   |  |

※月齢に応じて個別対応 (授乳、おむつ交換)

# 年間行事予定

☆印は保護者参加の行事です

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 4月  | ☆ 入所式(新入所児及び途中入所児のみ)<br>サッカー教室  |   |
| 5月  | 内科・歯科健診<br>親子遠足(さくら組)<br>尿検査  |   |
| 6月  | ☆ 虫歯予防集会<br>☆ 保育参観(午前:3歳以上児)<br>☆ 保育参加(午後:3歳未満児)<br>英語教室(さくら組)<br>プール開き               |     |
| 7月  | 七夕飾り・七夕集会・七夕送り<br>夏まつり<br>☆ 個別懇談(さくら組)<br>☆ 個別懇談(うめ組)<br>☆ 個別懇談(もも組)<br>夏の遊び<br>すいかわり |    |
| 8月  | 夏の遊び<br>交通教室(3歳以上児)<br>ごっこあそび<br>プール納め  |   |
| 9月  | ☆ 引き渡し訓練<br>トリアス訪問(うめ・さくら組)   |   |
| 10月 | ☆ 運動会<br>内科・歯科検診<br>尿検査<br>英語教室(さくら組)<br>交通教室(3歳以上児)                                  |   |
| 11月 | ☆ キッズフェスティバル(さくら組)<br>やきいも会<br>七五三参拝  |   |
| 12月 | ☆ クリスマス会<br>お楽しみ会<br>もちつき(鏡餅作り)<br>交通教室(3歳以上児)<br>保育納め                                |  |
| 1月  | 保育始め<br>小正月まゆ玉作り<br>☆ 保育参観(午前:3歳以上児)<br>☆ 保育参加(午後:3歳未満児)<br>卒園記念写真撮影(さくら組)            |   |
| 2月  | 節分豆まき<br>お別れ遠足(さくら組)<br>思い出作り遠足(すみれ・もも・うめ・さくら組)<br>交通教室(3歳以上児)<br>お別れ会                |  |
| 3月  | お楽しみ給食<br>☆ 保育証書授与式   |   |

|    |      |                                      |
|----|------|--------------------------------------|
| 毎月 | 誕生会  | 誕生月のお友達をみんなでお祝いします。                  |
|    | 発育測定 | 身長・体重測定をして、連絡ノートにてお知らせします。           |
|    | 避難訓練 | 火災・地震等を想定して避難訓練を行い、災害の怖さや避難の方法を学びます。 |

## 11 入所・進級にあたってのお願い

- \*子どもの送迎は保護者がおこなってください。  
代わりの人が迎えに来る時は、コドモンアプリまたは保育所（TEL 233-9044）にお知らせください。  
連絡がない場合は、確認を取らせていただきます。
- \*登所は9：30までをお願いします。遅刻欠席の場合も9：30までにコドモンアプリまたは保育所に電話連絡にてお知らせください。その際には、『クラス・名前・欠席の理由（風邪などの病名、症状、家庭の都合）』をお伝えください。連絡のない場合は、確認の連絡をさせていただくこともあります。
- \*休日（土日・祝日）における緊急連絡先について、甲府市（代表）055-237-1161へ連絡し『玉諸保育所・クラス名・園児名・保護者の連絡先』を伝えてください。所長から折り返し連絡します。
- \*3歳以上児は、園服（ポケットにハンカチを入れて）、カラー帽子を毎日着用して下さい。夏は体育着を着用して下さい。
- \*通園かばんの中に記名したマスクを3枚入れてきてください。（2歳以上児）
- \*衣類は動きやすく着脱しやすい物を着用してください。また、衣類や持ち物には必ず名前を書いてください。（フード付き洋服・スカート・チュニックは危険ですので着用しないでください）
- \*小門の上部のスライド式の鍵、またコドモンアプリの打刻は、必ず保護者の方がおこなってください。  
出入りの際は、お子様の動きに十分注意してください。道路への急な飛び出しは大変危険です。お子様と手をつないで歩きましょう。
- \*電子錠は9：30～15：30まで施錠しますので送迎の際は、インターホンを押してください。
- \*車での送迎時、混雑を避けるため速やかにお願いします。なお車から離れる時は、必ずエンジンを止め、施錠してください。
- \*自動車の送迎時は、必ずチャイルドシートの着用、また自転車の送迎もヘルメットの着用をお願いします。
- \*保育所から家庭へのお知らせ等は、コドモンアプリでの配信、または配布をいたします。毎日おたより帳の確認をお願いします。また、毎月の出欠席集計、発育測定、健康診断・尿検査の結果を確認したら、確認印またはサインをしてください。
- \*毎週金曜日には、上履き・防災頭巾カバー・午睡布団を持ち帰りますので、カバー・シーツの洗濯をして月曜日に持たせてください。
- \*おもちゃの持参や、お菓子等を食べながらの登所はしないようにしてください。  
アレルギーのお子様もいますので、食べ物は持ってこないようお願いいたします。食べ物だけでなく物のやりとりも保育所内ではご遠慮ください。
- \*カバンにキーホルダーは絡んだり壊れたりするため、小さいヘアゴムやヘアピンは誤飲防止のため、お避け下さい。
- \*徴収するお金は、釣銭のないように朝、職員に手渡しでお願いします。
- \*保護者の退職や勤務先・連絡先の変更があった場合は、速やかに担任までお知らせください。
- \*保育所内はすべて禁煙です。

### ◎健康管理について

- \*朝、登所前に必ず検温・視診をし、お子様の健康状態を確かめてから登所してください。  
なお体温については0・1・2歳児は連絡帳、3・4・5歳児は健康カードへの記入をお願いします。  
平熱より1度以上高い時は発熱しています。自宅で療養しましょう。前日体調が悪くいつもと様子が違う時や回復して登所する場合は、お子様の様子を朝職員に口頭でお知らせください。
- \*保育中、子どもに傷病等の異常が生じた時は、保護者に連絡します。連絡先は明確にしてください。  
緊急を要すると判断した場合は、病院受診等適切な対応を行います。
- \*保育所では、原則として子どもへの投薬は行わないことになっています。病院を受診する際には、通園中であり保育所では原則として薬の使用ができないことを主治医にお伝え下さい。  
その上で、家庭での摂取可能な1日2回の処方にしていただけるか確認をお願いします。また1日3回の処方であっても①朝、②帰宅してからの夕方、③就寝前、などに服用可能か主治医に確認していただきますよう、よろしくお願いいたします。慢性疾患などでやむを得ない場合はご相談ください。

- \*気管支拡張剤(ホクナリンテープ等)について、病院で処方され保育所に貼ってくる際は以下のことに注意してください。①手の届きにくい背中に貼ってください。②着替えや汗で剥がれないように処方薬の上からテープを貼ってください。③貼っていることを登所時に必ず職員へお伝えください。(剥がれてしまったときはこちらで貼り直しはできません)
- \*朝食は毎日必ず食べて、排便をする習慣をつけましょう。
- \*入所後、ご家庭でけいれんや肘内障アレルギー発症等があった場合は、必ずお知らせください。
- \*保育所では予防接種は一切行っていませんので保護者の責任で計画的に受けてください。また予防接種を受けた当日はご家庭で状態観察が必要になりますので、**予約は午後や週末など**に取るようにして接種した当日はご家庭で**安静に**過ごしてください。なお、接種した時には担任にお知らせください。

## ◎感染症について

- \*保育所で感染症が発生した場合は、掲示板等でお知らせします。また、園児が感染した場合または家庭内(保護者や同居家族)において新型コロナウイルスやインフルエンザ、胃腸炎など感染力の強い感染症が発生した場合は、速やかに保育所にお知らせください。
- \*集団感染を防ぐため、医療機関への受診などのご協力をお願いすることがあります。
- \*園児が感染した場合、感染症登所基準により『意見書(医師記入)』か『登所届(保護者記入)』が必要になります。
- \*意見書(コピー可)はしおりの後ろに添付してあります。また保護者の登所届は、登所時に記入してください。
- \*送迎者が感染症にかかっている場合は、保育所へ電話をください。門からの送迎を保育士が行います。(インターホンでお知らせください)

## 12 保育所と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・おたより帳 ・コドモンアプリでの配信(園だより・クラスだより・ほけんだより等)
- ・保護者アンケートなどを通じてコミュニケーションを取りながら信頼関係を築き、地域に根ざした保育所づくりに努めます。

## 13 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。  
ご意見・ご要望の解決のしくみ(事務所入り口に掲示)

保護者 → 意見・要望等の受付(主任保育士) → 相談・解決責任者(所長)

話し合いにより意見・要望等を解決します。また、第三者委員(児童民生委員)が必要に応じて話し合いに立ち会います。

※給食展示台横に、ご意見箱を設置しています。



## 14 虐待防止のための対応

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律(平成12年4月法律第82号)の規定に従い、児童相談所等適切な機関に報告します。

## 15 嘱託医

以下の医療機関（内科・歯科）と嘱託医契約を締結しています。

| 病院名      | 医師名    | 住 所          | 電話番号     |
|----------|--------|--------------|----------|
| 石原医院     | 石原 慶子  | 甲府市七沢町 180-1 | 231-1600 |
| フジモリ歯科医院 | 藤森 恵次郎 | 甲府市朝気 2-1-21 | 233-2288 |

## 16 地域との交流及び育成支援について

地域の人や関係機関と連携し、次世代育成の観点から小・中・高生などの職場体験学習や、保育士養成機関の学生の保育実習を受け入れています。また、地域の介護施設を訪問し、お年寄りとの交流を深めています。

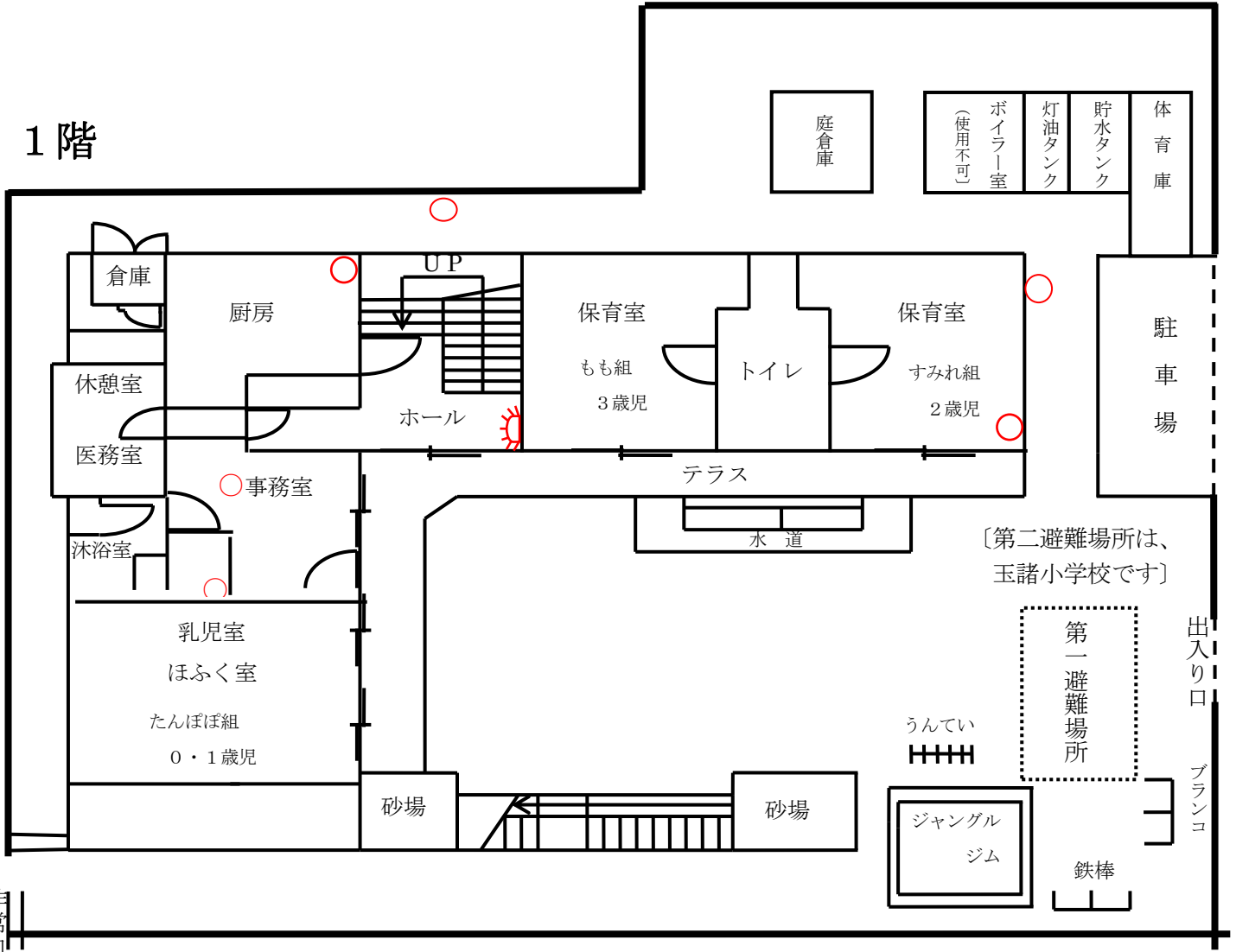
## 17 非常災害時の対策

- \*非常災害時に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火・救出その他必要な訓練を実施しています。保護者への連絡方法として、コドモンアプリか電話にて対応しています。
- \*台風・大雨・大雪などの緊急時、保育時間の短縮や休園となる場合があります。
- \*本園は、洪水浸水想定区域に入っている為、非常時にはコドモンアプリ等で連絡しお迎えをお願いすることもあります。

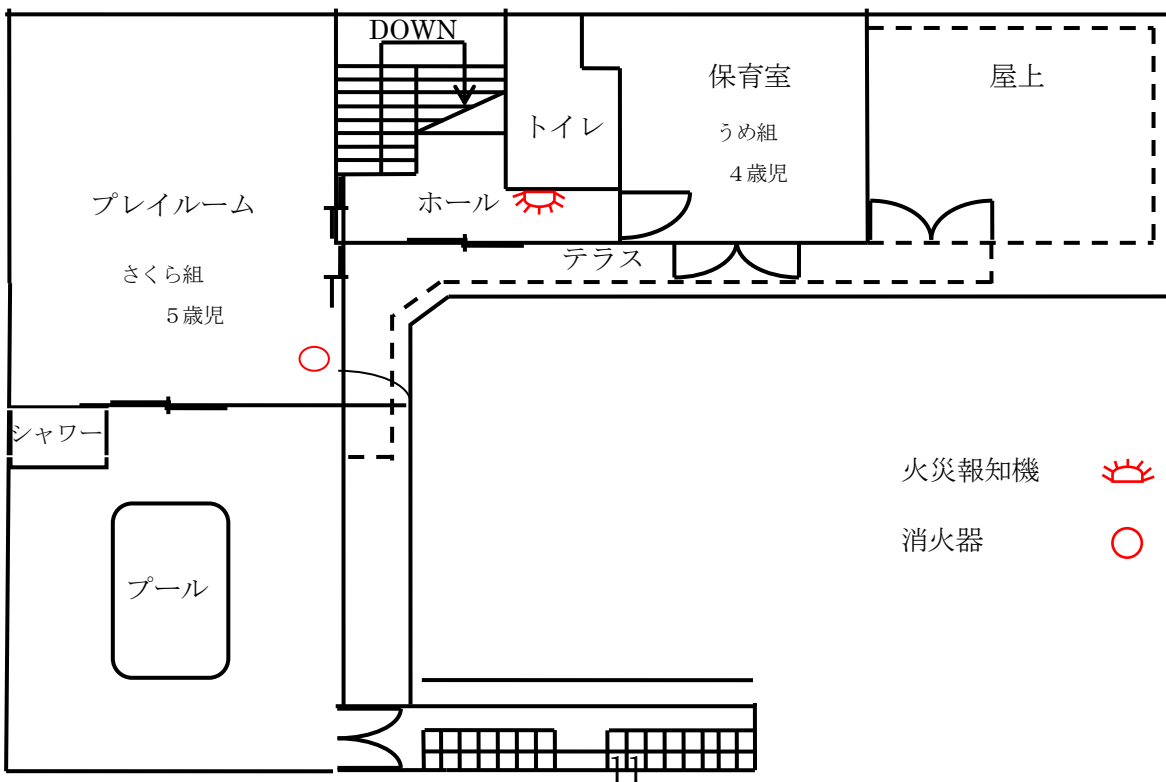
|        |  |
|--------|--|
| 非常時の対応 | 別途定める、消防計画及び保育所防災計画により対応   |
| 防災設備   | ・自動火災報知機 ・消火器 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知器<br>・非常警報装置 ・排煙窓 ・非常用照明 ・屋外非常階段<br>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理等 |

# 玉諸保育所 平面図

## 1階



## 2階

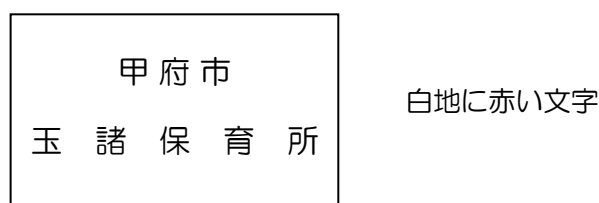


# 大規模地震に対する保護者の手引き

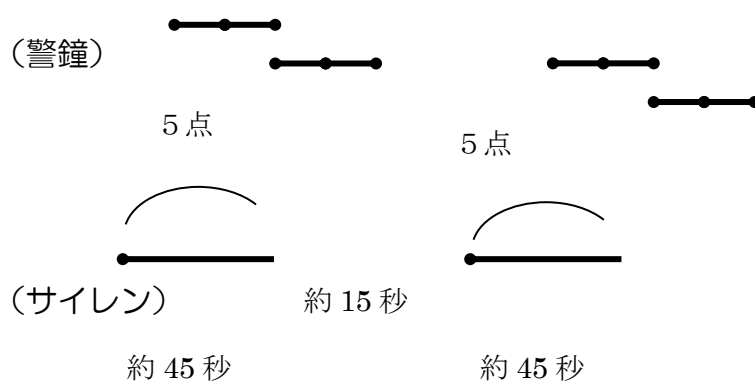
1. 保育時間外、大規模地震の警戒宣言が発令されたら、解除されるまで登所させないで下さい。
2. 保育時間中、大規模地震の警戒宣言が発令された時及び震度 5 以上の地震が発生した場合は、直ちに子どもを迎えに来て下さい。

( コドモンアプリや電話が受信できない場合もお願いします。 )

3. 当保育所の 第 1 避難所は 玉諸保育所です。  
第 2 避難所は 玉諸小学校です。
4. 当保育所の避難所には、次のような旗を掲げます。



5. 子どもを受け取るときは、必ず引渡しカードで確認を得てから連れて帰るようにして下さい。
6. 子どものお迎え時、車の使用は、交通情報に従い慎重に対処して下さい。
7. ラジオ・テレビ等のニュースをよく聞きましょう。
8. 警戒宣言の発令信号は



- \*大規模地震に備え、普段から家族みんなで話し合いをしてそれぞれの分担を決めましょう。
- \*緊急時の連絡方法として、コドモンアプリ・電話連絡をいたしますので変更があった場合は速やかに担任までお知らせください。

## 登所届【新型コロナウイルス感染症用】（保護者記入）

玉諸保育所 施設長 殿

入所児童名 \_\_\_\_\_

生年月日 令和 年 月 日 \_\_\_\_\_

(病名) 【新型コロナウイルス感染症】

(医療機関名) \_\_\_\_\_ (令和 年 月 日受診)  
 において、新型コロナウイルス感染症と診断されましたが、「発症した後5日を経過」、かつ  
 「症状が軽快した後1日を経過」し、健康が回復したことから、令和 年 月 日より  
 登所します。

|            |          |   |   |   |   |   |   |   |
|------------|----------|---|---|---|---|---|---|---|
| 日にち        | 発症日<br>/ | / | / | / | / | / | / | / |
| 症状が軽快した日に○ |          |   |   |   |   |   |   |   |

令和 年 月 日 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

### 例

|                           |     | 発症日翌日から5日間は登所できません |     |      |      |      |      |      |
|---------------------------|-----|--------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 日にち                       | 発症日 | 1日目                | 2日目 | 3日目  | 4日目  | 5日目  | 6日目  | 7日目  |
|                           |     | 5/8                | 5/9 | 5/10 | 5/11 | 5/12 | 5/13 | 5/14 |
| 症状が軽快した日に○                | 0日目 |                    |     | ○    | 1日   |      | 登所可能 |      |
| 症状が軽快した日に○                | 0日目 |                    |     |      |      | ○    | 1日   | 登所可能 |
| 症状が軽快した後1日を経過するまでは登所できません |     |                    |     |      |      |      |      |      |

※ 症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しい等）が改善傾向があることをいいます。

<意見書(医師記入)>

意見書(医師記入)

玉諸 保育所 施設長殿

入所児童名

生年月日 令和 年 月 日

(病名) (該当疾患に☐をお願いします)

|                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 麻しん(はしか)                      |
| <input type="checkbox"/> | 風しん                           |
| <input type="checkbox"/> | 水痘(水ぼうそう)                     |
| <input type="checkbox"/> | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)               |
| <input type="checkbox"/> | 結核                            |
| <input type="checkbox"/> | 咽頭結膜熱(プール熱)                   |
| <input type="checkbox"/> | 流行性角結膜炎                       |
| <input type="checkbox"/> | 百日咳                           |
| <input type="checkbox"/> | 腸管出血性大腸菌感染症(O157, O26, O111等) |
| <input type="checkbox"/> | 急性出血性結膜炎                      |
| <input type="checkbox"/> | 侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)          |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登所可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

※意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登所を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

## ○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

| 感染症名                        | 感染しやすい期間                   | 登所のめやす  |
|-----------------------------|----------------------------|---|
| 麻疹（はしか）                     | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで        | 解熱後3日を経過していること  |
| 風しん                         | 発しん出現の7日前から7日後位            | 発しんが消失していること  |
| 水痘（水ぼうそう）                   | 発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで   | 全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること  |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）             | 発症3日前から耳下腺腫張後4日            | 耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること                                  |
| 結核                          | —                          | 医師により感染の恐れがないと認められていること   |
| 咽頭結膜熱（アデノウイルス・プール熱）         | 発熱、充血等の症状が出現した数日間          | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること   |
| 流行性角結膜炎（はやり目）               | 充血、目やに等の症状が出現した数日間         | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから  |
| 百日咳                         | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること                                   |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） | —                          | 医師により感染のおそれがないとみとめられていること。（抗菌薬による治療が終了し48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌の陰性が確認されていること |
| 急性出血性結膜炎（アポロ病）              | —                          | 医師により感染の恐れがないと認められていること   |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）        | —                          | 医師により感染の恐れがないと認められていること   |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としています。

※以上の表にない感染症である、「エボラ出血熱」「クリミア・コンゴ出血熱」「痘瘡」「南米出血熱」「ペスト」「マールベルグ熱」「ラッサ熱」「急性灰白髄炎」「ジフテリア」「重症急性呼吸器症候群(SARS、MARS)」に関しては、完全に治癒してからの登所となります。  
登所の判断は保健所や入院医療機関の指示によるため、意見書には含まれません。

## ○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登所届が必要な感染症

|              |        |   |
|--------------|--------|---|
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後5日間 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること<br>(無症状の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること) |
|--------------|--------|---|

## &lt; 登所届(保護者記入) &gt;

## 登所届(保護者記入)

玉諸 保育所 施設長 殿

入所児童名

生年月日 令和 年 月 日

(病名) (該当疾患に☐をお願いします)

|                          |                                      |
|--------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | インフルエンザ( A ・ B )                     |
| <input type="checkbox"/> | 溶連菌感染症                               |
| <input type="checkbox"/> | マイコプラズマ肺炎                            |
| <input type="checkbox"/> | 手足口病                                 |
| <input type="checkbox"/> | 伝染性紅斑(りんご病)                          |
| <input type="checkbox"/> | ウイルス性胃腸炎<br>(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等) |
| <input type="checkbox"/> | ヘルパンギーナ                              |
| <input type="checkbox"/> | RSウイルス感染症                            |
| <input type="checkbox"/> | 帯状疱疹                                 |
| <input type="checkbox"/> | 突発性発疹                                |
| <input type="checkbox"/> | その他( )                               |

(医療機関名) \_\_\_\_\_ (令和 年 月 日受診)において  
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 令和 年 月 日  
より登所いたします。

令和 年 月 日

保護者名

## ※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登所のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登所届の記入及び提出をお願いします。

## 個人情報使用について

個人情報保護法の規定に基づき、児童及びその保護者等に関わる個人情報について保護者の皆様方の同意を得た上で取り扱いを行います。つきましては、下記の内容に同意していただける方は、裏面の同意書に記入して、切り取り線以下の〈保育所用〉の提出をお願いいたします。

- 小学校への円滑な移行・継続が図れるよう、就学にあたり入学する予定の小学校に保育所児童保育要録を送付し、情報を共有すること。
- 他の保育所等へ転園する場合、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- コドモンアプリの登録に関する必要な情報の提供を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- 絵画等の展示や写真撮影及び報道機関(テレビ、新聞等)に必要な情報の提供を行うこと。

以上

※裏面をご覧ください

## 同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、入所のしおり（重要事項説明書及び個人情報使用について）を配布しました。

甲府市玉諸保育所 所長

私は、書面に基づいて甲府市玉諸保育所の利用にあたって、入所のしおり（重要事項及び個人情報使用について）の内容を確認しましたので、同意します。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印（署名でも可）

-----切り取り線-----

〈保育所提出用〉

## 同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、入所のしおり（重要事項説明書及び個人情報使用について）を配布しました。

甲府市玉諸保育所 所長

私は、書面に基づいて甲府市玉諸保育所の利用にあたって、入所のしおり（重要事項及び個人情報使用について）の内容を確認しましたので、同意します。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印（署名でも可）